

# 前橋市建築基準法関係手数料条例の改正について（議案第40号）

建築指導課

## 1 改正の理由

- (1) 建築基準法の改正により、住宅等に設ける高効率給湯設備の機械室等を容積率不算入とする認定制度が創設されたことに伴い、申請手数料を定める。
- (2) 建築基準法の改正により、第一種低層住宅専用地域等や高度地区における高さ制限について、省エネ改修等の工事により高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度が創設されたことに伴い、申請手数料を定める。
- (3) 建築基準法の改正により、複数の敷地内の建物が同一敷地内にあるものとみなして建築規制を適用することによる制限の緩和等の対象に、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 主な内容

- (1) 住宅等に設ける給湯設備の機械室等の容積率に関する特例認定に係る申請手数料の額は、2万7,000円とする。
- (2) 高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可等に係る申請手数料の額は、16万円とする。
- (3) 同一敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例に係る申請手数料を定める規定において、当該認定又は許可に係る手数料区分を改める。
- (4) 許可等申請手数料の額に係る規定において、建築基準法の引用条項を改める。

## 3 施行期日

2の(1)から(3)まで 令和5年4月1日

2の(4) 公布の日